

平成20年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区の モニタリング評価（利用のあり方）（案）

平成20年度西大台利用調整地区モニタリング調査のうち、利用のあり方に関する以下の調査項目について大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で検討した。

利用調整の運用後1年が経過し、人の利用による影響が軽減したと考えられる変化が現れ始めたが、現状は過剰利用からの回復過程と考えられることから、平成19年度及び平成20年度の調査結果を初期値として位置づけ、今後も継続的にモニタリングを実施し、評価することが必要と考えられる。

のことから、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については変更せず、継続することが必要であると考えられる。

記

■大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で評価する「利用のあり方」に関する調査項目及び評価概要

調査項目		評価概要
利用実態	認定関係事務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 開山期間中の立入認定者数は、合計1,288人であった。 延べ上限人数（10,790人）に対する比率は、11.9%と非常に低率に留まっている、平成19年度（10.3%）と同程度である。 利用集中を防ぐ効果が見られている。
	巡視及び違反者等への指導状況	<ul style="list-style-type: none"> 無断立入者は平成19年度より減少している。 無断立入者に対して、巡視により発見し、制度説明し退出を指示する等、適切に指導を行っている。
利用者意識	事前レクチャーに関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> レクチャーの長さ、内容、配付冊子に関しては、概ね満足度が高かった。
	西大台利用調整地区利用後のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区への満足度や再訪の意向は高く、平成19年度と同様に、利用調整地区への評価は概ね高い。 歩道外の歩行やゴミの投棄等の問題行動が目撃されており、今後も、利用マナーの徹底等の対策が求められる。
利用施設	歩道現況調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区的指定による利用者数の減少及び、ロープ柵の設置等によって、歩道の複線化は解消されつつある。植生についても、一部に回復傾向が確認された。洗掘については、一部、進行している箇所もあったが、これには利用者の影響よりも、雨水による影響が大きいと考えられる。 全体として、利用者の影響が緩和され、複線化箇所や歩道周囲の植生が少しづつ回復しており、利用調整地区的指定によって、過剰利用からの回復過程にあると考えられた。